

京都市告示第215号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年7月13日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
嵯峨経59号線	右京区嵯峨広沢西裏町32番地の1地先から	旧	メートル 36.40	メートル 7.00 ~ 8.99
	同町34番地の8地先まで	新	36.40	7.07 ~ 9.08
檜原緯34号線	西京区檜原久保町3番地の20地先から	旧	19.90	5.07 ~ 6.78
	同町3番地の18地先まで	新	19.90	6.00 ~ 6.78
大枝32号線	西京区大枝沓掛町12番地の9地先から	旧	58.00	6.39 ~ 9.70
	同町12番地の79地先まで	新	46.00	9.40 ~ 41.00
羽東師88号線	伏見区羽東師菱川町396番地地先から	旧	35.40	2.65 ~ 4.12
	同町395番地の10地先まで	新	32.40	6.01 ~ 8.60

(建設局土木管理部道路明示課)